

長崎型住宅普及啓発業務委託 経費算定項目

内容	数量	摘要
I 普及啓発		
1. 現状分析/普及方針の検討		
(1) 県民アンケート・分析	1 式	<p>将来の長崎型住宅の普及啓発の実施方針((2)に記す、【普及啓発戦略】)の検討を目的として実施する。</p> <p>①県民の住まいに対する認識や課題の基礎情報を収集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの主な対象: 長崎県内の住宅取得を検討する世帯 ・調査媒体、実施方法: 提案者で判断する。 ・サンプル数: 400以上 ・アンケートの項目は以下を想定しており、詳細については県と協議の上決定する。(10項目程度) “回答者の属性、長崎型住宅の認知度、住宅購入時の情報入手先・優先事項、事業者選びの課題 他” <p>②上記①の調査結果について、回答の整理、クロス集計・分析を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分析目的1)長崎型住宅の認知度把握、推進・広報にあたっての広報媒体の優先順位の把握 ・分析目的2)家づくり・住宅購入等に関する現状の課題把握、周知対象の具体化
(2) 【普及啓発戦略】の策定	1 式	<p>○【普及啓発戦略】を策定(立案)する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記(1)の分析結果を参考に、将来の長崎型住宅の普及啓発の方針を策定する。策定にあたっては、少なくとも下記項目を記述する。 <ul style="list-style-type: none"> ↳普及啓発の手段、ブランドとしての確立手順、成果指標(認知度等) ・下記2. に示す広報、企画提案の実施結果を踏まえた内容とし、A4版2枚以上にまとめる。
2. 広報		
(1) 県民向けパンフレット作成	1 式	<p>○長崎型住宅の概要やメリット、特設サイトへの案内等を記載したパンフレットを作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者が県民(住宅取得希望者)へ概要説明を行う際に使用することを想定した表現・デザインとする。 ・令和5年度に作成したパンフレットを参照し、異なるデザインのものを作成する。 ・パンフレット作成に必要な情報は、県が提供する。 ・枚数は、A4版4P(A3の2つ折り) 3,000部とする。 ・長崎型住宅の良さが端的に伝わるようなキャッチコピーを提案する。
(2) 県内企業(長崎型住宅登録事業者)の活動紹介	1 式 ※	<p>○長崎型住宅の登録事業者の活動を紹介する。(企画、実施にあたっては、下記事項を踏まえ自由に提案/実施する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的: 長崎型住宅の供給者である、地元工務店等の魅力発信を主目的とする。 ・紹介(取材)する登録事業者数(企業若しくは団体): 3以上。数が多いほど望ましい。 ・紹介(取材)する登録事業者は、公平・中立性に配慮し、県と協議のうえ選定する。 ・事業者の事務所や供給した住宅等を訪問して取材を行うものとし、適切な取材時間を確保する。 ・紹介媒体は、テレビ、ラジオ、雑誌、新聞、専門誌、住宅情報サイト、SNS、ホームページ等、複数を自由に選択する。 ※企画提案(プロポーザル)を行う際の記述は、下記内容が分かるように記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者紹介に使用する媒体 ・内容(広報等の実施方法) ・実施効果(認知度、リーチ数等の効果見込み) ・実施時期
(3) 特設webサイト、SNS(Instagram)の更新	1 式 ※	<p>【特設サイト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○下記事項について、既設の特設サイト<https://nagasaki-house.com/>の更新や必要な改修を行うこと <ul style="list-style-type: none"> ・I-(2)県内企業(長崎型住宅登録事業者)の活動紹介の概要等の掲載 ・II-(1)技術者向け講習会の開催周知、資料公開 ・県において登録した、登録事業者(建設業者等)の情報更新 ○サイトの更新素材は、上記【2. 広報(2) 地場企業(長崎型住宅登録事業者)のPR】で取材等を行った内容を掲載する。このほかに必要となる素材等は県から提供する。 ○専用サイト運営に係る問合せ窓口を配置し、障害発生時の連絡体制を整えること ○本業務により設計・構築したホームページの著作権は長崎県に帰属すること <p>【SNS (Instagram) の更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特設サイトに連動して、SNS (Instagram) の情報更新を行うこと ○その他、SNS (Instagram) の特性に則した情報発信を行うこと
II 運営補助		
(1) 技術者向け講習会運営	1 式 ※	<p>登録事業者の増加、資質向上を目的として事業者向け講習会を開催する。</p> <p>○講習会の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催場所、回数: 県内2か所×1回 (①県南・長崎地区 ②県北・佐世保地区 を想定) ・講師: 長崎型住宅推進協議会委員などへの依頼を想定 ・いずれかの開催会の講師説明を録画し、当日参加できない事業者向けに、後日公開する。(無料動画サイト等) <p>○主な委託内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講習会プログラムの企画・作成 (①長崎型住宅の概要説明、②長期優良住宅の認定申請の手続き方法を主な講習内容とする) ・会場確保及び会場借上げ料等の負担 (講習会参加者数は最大50名を想定) ・講習会参加事業者の募集(チラシの作成、一般の事業者への周知) ・講師との調整 ・講師への旅費及び謝金の支出 ・講習会当日の諸事務 ・その他講習会開催に関する諸事務 ・参加者事業者向けアンケートの実施
(2) 長崎型住宅推進協議会運営支援	1 式	<p>○協議会での議事録作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度内に2回程度開催する、長崎型住宅推進協議会(産学官による組織)へ出席議事録作成等の支援を行うこと。 ・協議会において、当該業務委託で作成中の広報材料等の共有(パンフレット作成経過の共有等)が必要となるので留意すること。 <p>○協議会出席者への報償費支出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会に出席する委員への報償費・移動費を受託者において支出すること。支出の上限は400千円(税込)とする。 (委員は10名程度であり、県の報償費算定に準じて支出する。会議は長崎市内で開催するものであり、委員は県内居住者から県が選定する。当該報償費について、受注者は400千円を超える支出を行うことはない)
III その他		
業務管理(一般管理費)	1 式 ※	<p>県の意向を踏まえた総合的な企画、連絡調整、運営等に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務実績報告書等作成に要する経費 等 ※業務実績報告提出時、効果測定を踏まえた次年度以降の効果的な手法を提案すること

※天災等の影響で上記の内容が開催できなくなった場合は、県と協議の上、同等の内容のものを実施すること